

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1K18- 029	2018/12/31	2019/01/25	石油ストーブ(開放式)	和歌山県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の天板の裏、下反射板の裏及び燃焼筒の内炎筒と外炎筒にすずの付着は認められなかった。○しんは、基準面から30mm下がっており、対震自動消火装置が作動した位置であった。○しんの先端部に変質油使用時に生成するタールの付着は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○しん案内筒内部にすずの付着や吹き返しの痕跡は認められなかった。●当該製品に異常燃焼、油漏れ及び吹き返しの痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K18- 028	2018/01/02	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	奈良県						○(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品を点火後、別の部屋にいたところ、異臭を感じ、戻ってきたら煙が充満していたとの申出内容であった。○当該製品は著しく焼損しており、事故発生時の落下物によると考えられる大きな変形が認められたが、ガードに変形等の異常は認められなかった。○当該製品に近接した場所に可燃物が置かれていた。○しんの位置は最下点まで下がっており、先端部にタール等の付着は認められなかった。○燃焼筒のガラス外筒が溶融していたが、内炎筒と外炎筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは、給油口に口金が固着し、樹脂類は焼失していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、ガードが取り付けられていない当該製品と近接した可燃物が接触して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K18- 027	2018/01/12	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	宮崎県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日にガソリンスタンドの店員が使用者からの依頼を受け、車に給油したあと、カートリッジタンクにガソリンを給油している。○当該製品のカートリッジタンクにすずが付着し、側面には被熱した痕跡が認められた。○燃焼筒内部に、異常なすずの付着は認められなかった。○油受皿の上面に油受皿から油があふれ出た痕跡が認められ、底面にはすずが著しく付着していた。○油受皿及びカートリッジタンクから、ガソリンの陽性反応が認められた。●当該製品にガソリンを誤給油して燃焼させたため、異常燃焼が生じて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリンの使用禁止」旨、記載されている。	平成30年1月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K18- 026	2018/02/05	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛知県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○こたつに入って寝ていたところ、当該製品近くのこたつ布団から炎が上がっていた。○前面パネルの表面やルーバーに可燃物は付着していなかった。○当該製品の燃焼室等にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○内部基板から出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K18- 025	2018/01/11	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	東京都			2			○(火災、軽傷2名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故現場は木造2階建ての6畳の部屋であった。○当該製品には可燃物が付着していた。○事故状況や可燃物の詳細については不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用中の当該製品に可燃物が接触したため、可燃物が過熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月9日
B1K18- 024	2018/01/12	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	北海道						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部及び燃焼筒内部にすずが多量に付着していた。○カートリッジタンク、送油管及び油受皿に異常は認められなかった。○当該製品の給気口は新聞紙や猫の毛で塞がっていた。○使用者は当該製品の点火に乾電池を使用せず、ライター等で点火しており、電気回路部分は焼損していたが、通電されていなかった。○当該製品周辺には紙や衣服が散乱していた。●当該製品の給気口が新聞紙等で塞がったことにより、給気バランスが崩れて異常燃焼し、周辺の可燃物等に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「置台等のほこりを除去する。ごみ、ほこり等が詰まると、異常燃焼のおそれがある。カーテンや衣類、布団、毛布等の燃えやすいものそばで使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	平成30年1月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月19日

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。  
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害  
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1K18-023	2018/01/25	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	茨城県			1		○	(火災、軽傷1名)当該製品及び建物2棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者が当該製品を点火してから約2時間半後にしん調節つまみを持ち上げて消火した後、当該製品のタンク室側から炎が上がっていることに気付いた。ぬれたタオルで消火したが火は消えなかった。そのとき、置台はぬれていたとの申出内容であった。○当該製品は焼損が著しく、側板や天板は大きく変形し、左前に前傾するように潰れかけた状態であった。○燃焼筒の内側は部分的にめっきがはがれていたが、内炎筒、外炎筒及び外筒を固定するクロスピンにすずやタールが付着していなかったことから、異常燃焼は認められなかった。○カートリッジタンクの樹脂製の油量計や口金内の弁等が焼失しており、胴体の一部に僅かな膨らみとへこみが認められたが、口金は確実に閉まった状態であった。○油受皿に腐食等による穴はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品は約11か月前に所有者が給油し、今シーズンは昨年12月頃から4回使用していたとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月16日
B1K18-022	2018/02/11	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○	(火災)当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火棒で点火したところ、約5分後に「ポッ」という音がして当該製品の後側から炎が上がり、その後当該製品内部から炎が出ていた。○当該製品の外観は正面から見て右側面及び背面右側が焼損していた。○燃焼筒は薄くすずが付着しているだけで、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品の内部は背面下部の電池ボックス側から前面操作部側に向かって樹脂部品が焼損した状況であった。○消火レバーは消火位置になり、しんは消火位置まで正常に下がっていた。しんにタールは付着していなかった。○燃焼部に焼損の痕跡はなく、油受皿に油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは炎が上がったときに取り外されて別の場所に置かれており、蓋は閉まった状態で焼損はしていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から20年以上経過した製品。平成30年2月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K18-021	2018/02/17	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	三重県					○	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は消火せずに給油を行い、カートリッジタンクの給油口を上向きして運び、当該製品の上で反転したときに天板に灯油がこぼれて出火した。○給油後、カートリッジタンクの蓋(ワンタッチ式)を閉めたかは明確でなかった。○当該製品外観は全体が焼損していたが天板の焼損が著しかった。○燃焼筒にすずの付着はなく、当該製品内部に著しい焼損箇所は認められなかった。○当該製品のカートリッジタンクは無償点検の対象品ではなかった。●当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクの蓋を確実に閉めずに装着したため、燃焼中の当該製品に灯油がかかり出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。火災の原因になる。」、「給油口は必ず閉め、給油口を下にして油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。	平成30年3月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K18-020	2018/01/19	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛媛県					○	(火災、軽傷1名)当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、全体が著しく焼損しており、樹脂製部品は焼失していた。○しんの位置及びしん調整レバーは燃焼中の位置であった。○燃焼筒にすずやしんにタールの付着等、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクや油受皿に、穴空きや亀裂等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成30年2月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月
B1K18-019	2018/02/10	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	神奈川県	1	2			○	(火災、死亡1名、重傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、2名が重傷を負った。	○事故現場から当該製品が発見され、当該製品が設置されていた場所の前の床が異常に焦げていた。○事故発生時の当該製品の運転状況、事故現場の詳細状況及び事故以前の当該製品の使用状況は、不明であった。○当該製品の焼損は著しく、操作パネル、取っ手等の樹脂部が焼損していた。○基板類に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードの片極に溶融痕が認められたが、線間で短絡した痕跡は認められなかった。○燃焼用のモーターやソレノイドポンプの巻線部に溶融は認められなかった。○機器内部の導風筒、燃焼筒及び外筒の内側にすずの付着が認められたものの、燃焼筒内の燃焼リングには過熱による熱変形は認められなかった。○カートリッジタンクの口金や油量計窓が焼損していたが、外観に膨らみは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。  
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害  
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO/火災			
B1K18-018	2018/03/02	2020/05/21	石油こんろ	沖縄県				○	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を消火しようとしたが消火しなかったため水おけに投げ込んだが、当該製品が水に浮いて水面で燃料が燃え続けていた。○当該製品の燃焼筒内に著しいすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん調節軸の操作により、しんを燃焼位置から消火位置まで上下に動かすことは可能であったが、水分を含んでいたため、しんの動きが固くなっており、対震自動消火装置を作動させてもしんは下がらなかった。○しんに炭化物付着による硬化はみられず柔軟性を保っており、水分を含んで湿ったしんを乾燥させたところ、しん調節軸の回転によるしんの上下操作が軽くなって通常の操作が可能になり、対震自動消火装置の作動時にしんは作動位置まで下がった。○乾燥したしんを組み込んだ後、油タンクに灯油を入れて点火したところ正常に燃焼し、消火動作も正常に行えた。○油タンクの中身を検知管により調べたところ、純灯油とは異なり、ガソリンが混入したような反応が認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の燃焼状態等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成30年3月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K18-017	2018/03/07	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	三重県		1		○	(火災、重傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○当該製品付近から「ボン」という音がし、当該製品の前面から見て右側に小さな炎が上がっていた。○当該製品周辺には焼損した雑誌、ライター、スプレー缶等が散乱していた。○当該製品は焼損していたが、内部の基板や配線は残っており、燃焼部に異常燃焼の痕跡はなく、出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K18-016	2018/02/28	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	愛知県				○	(火災)当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○給油後に点火操作を行ったがすぐに自動停止した。約2時間後に点火操作したところ当該製品から出火した。○当該製品内部及びその周辺からはガソリン反応が検出された。○給油を行った車庫には、灯油の入った樹脂製容器とガソリンの入った樹脂製容器が置かれていた。○当該製品は全体が焼損していたが、出火につながる異常は認められなかった。●当該製品に誤ってガソリンを給油したため、気化したガソリンに点火時の火花等が引火して出火に至ったものと推定される。なお、当該製品のカートリッジタンクには、「ガソリン使用禁止」の注意ラベルが貼付されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月28日
B1K18-015	2018/04/17	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	京都府				○	(火災)当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、外装が著しく焼損し、操作部の樹脂が焼損して溶融し、操作部付近にCDや布等の可燃物が付着していた。○事故発生場所から破裂したスプレー缶とカセットボンベが発見された。○電源コードは断線していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○基板、モーター、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは変形しておらず、給油口の口金や油受皿のタンク受の樹脂に異常は認められなかった。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○燃焼室から吹出口までの排気経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品の前方向約44cmの位置に椅子があり、その上に郵便物やCD等が満載された段ボール箱が置かれていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、吹出口周辺に置かれていた可燃物に着火し焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K18-014	2018/03/17	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	高知県				○	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、しん調節つまみ等の樹脂部品は焼失していた。○カートリッジタンクに穴空きや変形等はなく、また給油口口金のゆるみは認められなかった。○燃焼筒及びしん案内筒の内面には、異常なすすの付着は認められなかった。○油受皿に穴空きや亀裂等は認められず、油受皿の裏側にすすの付着は認められなかった。●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の部品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品。平成30年3月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年4月

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。  
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害  
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1K18- 013	2018/03/15	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○	(火災)当該製品の給油タンクを引き抜いたところ、灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品に灯油をこぼしており、こぼれた灯油を拭き取った後に点火したところ、当該製品から炎が上がった。○燃燒筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○内部は樹脂部品が溶融しているだけで、油漏れ等の異常は認められなかった。○カートリッジタンクの口金(ねじ式)は閉まっており、口金に油漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、こぼれた灯油が残っていたため、点火後に引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ストーブに灯油をこぼした場合はよく拭き取り、購入店に相談する。そのまま使用すると火災の原因になる。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年4月10日。報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
B1K18- 012	2018/03/12	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	群馬県	1				○	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂部品は全て焼失していた。○カートリッジタンク、油受皿、送油経路に油漏れは認められなかった。○燃燒部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○送風経路にすずの付着はなかった。○モーター、基板等の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、すずの付着状態から事故発生時に運転状態になかったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	平成30年6月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月
B1K18- 011	2018/06/17	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	新潟県	1	1	1		○	(火災、死亡1名、重傷1名、軽傷1名)当該製品及び建物を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○当該製品の燃燒部にすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは当該製品に挿入された状態で発見され、カートリッジタンク本体に膨張が認められ油量計は焼失していたが、給油口蓋に異常はなかった。○カートリッジタンクからガソリン成分が検出された。●当該製品に異常は認められず、使用者が誤ってガソリンを給油したため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン厳禁」、「ガソリン等の揮発性の高い油は、絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、警告表示されている。	
B1K18- 010	2018/07/26	2020/05/21	石油給湯機付ふろがま	長野県					○	(火災)当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、浴室の木製出窓の下に設置されており、当該製品上部の拡散排気筒から出窓までの距離は12cmであり、据付工事説明書の離隔距離(60cm以上)が守られていなかった。また、周囲に屋根や囲いが認められた。○外装の底部にはすずの付着があり、当該製品設置場所の下には焼損した枯れ葉が認められた。○拡散排気筒の排気口及び消音筒内部にすずの付着が、内部にある配線類の一部には配線被覆の溶融及びすずの付着が認められたが、内部から出火した痕跡は認められなかった。○給湯側燃焼室内に灯油がたまっていた。○給湯バーナーは燃焼不良状態であり、燃焼停止後、燃焼筒スタビライザーに付着したすずが燃えた。○給湯バーナーロパッキンに灯油の染み込みが認められたが、ふろバーナーロパッキンには認められなかった。○給湯バーナーの基板にある燃焼安全装置リセットボタンの樹脂部が押下した状態で変形して嵌合し、異常燃焼時に燃焼が停止しない状態であったが、押下した原因及び時期は特定できなかった。●当該製品は、可燃物との離隔距離を守らずに設置されていたため、事故発生以前からの燃焼不良により給湯バーナー内部で発生した未燃灯油が、給湯バーナーロパッキンから底板の給気口、そして地面に滴下し、何らかの熱源により引火して火災に至ったものと推定される。	・使用期間：不明(製造時期から30年と推定)
B1K18- 009	2018/12/13	2020/05/21	石油給湯機付ふろがま	茨城県					○	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、使用者宅の壁面から20~30cm離して設置(独立型)され、周囲に囲いや可燃物等は認められなかった。○設備事業者が、当該製品の電磁ポンプに灯油を送る管から灯油が漏れていることを確認したが、電源プラグを抜く等の措置を講じなかった。○当該製品内部は、熱交換器、排気集合筒、消音筒及び対震自動消火装置が焼損していた。○排気集合筒及び消音筒と熱交換器との接続部ガスケット(シール材)が一部焼損しており、排気ガスが漏れた痕跡が認められた。○熱交換器フィン部に著しくすずが付着し、反対側から光を当てても透過しないほど閉塞していることが認められた。○温度ヒューズ、凍結防止ヒーター及び流水センサーに異常は認められなかった。○給水配管及び出湯配管の通水経路に水漏れは認められず、基板及び配線類から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品は、長期使用(22年)による電磁ポンプに灯油を送る管からの灯油漏れを設備事業者が確認していたが、設備事業者が当該製品の電源プラグを抜く等の措置を講じなかったため、事故発生当日、当該製品が稼働したことにより、稼働時の熱で気化した当該製品内部の未燃灯油にバーナーの火が引火して火災に至ったものと推定される。	・使用期間：22年

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。  
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害  
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO火災				
B1K18-008	2018/02/01	2018/11/20	石油ストーブ(開放式)	京都府			2		○ 石油ストーブ付近から出火し、住宅を全焼、隣接する建物2棟を類焼して、家人2人が軽傷を負った。(事故品に出火に至る異常は認められなかったが、詳細な使用状況が不明であり、原因の特定はできなかった。)			
B1K18-007	2018/01/22	2018/11/20	石油ストーブ(開放式)	栃木県					○ 石油ストーブ付近から出火し、住宅を全焼、隣接する建物1棟を類焼して、家人1人が死亡した。(カートリッジタンクの給油口口金を確実に締めていなかったため、給油時に給油口口金が外れ、漏れた灯油が燃焼部にかかり、火災に至ったと推定)			
B1K18-006	2018/01/15	2018/11/20	石油ストーブ(開放式)	三重県					○ 使用中の石油ストーブから出火して、住宅を全焼、隣接する建物3棟を類焼した。事故品に出火に至る異常は認められず、周辺からの延焼により焼損したものと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。			
B1K18-005	2018/03/24	2018/09/10	石油ファンヒーター(開放式)	東京都					○ 製品付近から炎。(可燃物近接の可能性)			
B1K18-004	2018/03/16	2018/09/10	石油ファンヒーター(開放式)	京都府					○ 製品から炎が出た。(排気吹き出し口へ樹脂製玩具を挿入)			
B1K18-003	2018/02/07	2018/09/10	石油ファンヒーター(開放式)	兵庫県					○ 当該製品を使用中に製品より出火し、室内の一部を焼損した。(ガソリン誤給油の可能性)			
B1K18-002	2018/01/25	2018/09/10	石油ファンヒーター(開放式)	富山県			1		○ 当該製品を使用中に住宅の一部を焼く火災が発生した。(タンクの取扱い方法の不手際の可能性)			
B1K18-001	2018/01/07	2018/09/10	石油ストーブ(開放式)	岐阜市			2		○ 石油ストーブを火がついたまま持ち運び、つまづいてこぼれた油に着火し、燃え広がった。(ガソリン誤給油の可能性もあり)			

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。  
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害  
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病